

平成28年(厚)第5306号(以下「甲事件」という。)

平成28年(厚)第5406号(以下「乙事件」という。)

平成29年9月29日裁決

## 主文

本件各再審査請求をいずれも棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

甲事件再審査請求人兼乙事件再審査請求人(以下、単に「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、甲事件においては遺族厚生年金の支給を、乙事件においては未支給の年金・保険給付の支給を求めるとのことである。

### 第2 事案の概要

本件は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(以下、併せて「老齢年金」という。)の受給権者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したため、請求人が亡Aの内縁の妻であるとして遺族厚生年金及び未支給の年金・保険給付を請求したところ、生計を維持されていた配偶者であるとは認められないとして不支給になった処分を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした事案である。

### 第3 本件再審査請求に至る経緯

#### 1 甲事件

平成24年法律第62号による改正前の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による老齢年金の受給権者(以下、単に「受給権者」という。)であった亡Aは、平成〇年〇月〇日に死亡したが、亡Aには、その死亡時において、戸籍上の届出のある妻Bがあった。請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族厚生年金の裁定を請求した。

厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「厚生年金保険法第59条の定める遺族に該当しないため(被保険者又は被保険者であった者の配

偶者には該当しないため。)」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分甲」という。)をした。

請求人は原処分甲を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇厚生局社会保険審査官に対して審査請求を行ったが、審査請求をした日から〇か月以内に決定がなかったことから、厚年法第90条第3項の規定により、当該社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に再審査請求をした事案である。

#### 2 乙事件

請求人は、亡Aの内縁の妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、未支給の年金・保険給付(以下「未支給給付」という。)を請求した。

厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、「受給権者の死亡当時、受給権者と戸籍上の配偶者の婚姻関係が形骸化していたとは認められないため」という理由で、未支給給付を支給しない旨の処分(以下「原処分乙」といい、原処分甲と併せて「原処分」という。)をした。

請求人は原処分乙を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、〇〇厚生局社会保険審査官に対して審査請求を行ったが、審査請求をした日から2か月以内に決定がなかったことから、厚年法第90条第3項の規定により、当該社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に再審査請求をした事案である。

なお、原処分甲と原処分乙の理由が異なっているところ、保険者は「いずれも、生計を維持されていた配偶者であるとは認められないという趣旨」であるとしている。

3 当審査会は、甲事件及び乙事件についてそれぞれBを利害関係人に指定した上、甲事件と乙事件を併合して審理することとした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

## 第1 問題点

- 1 受給権者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給されるが、その遺族が配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入又は655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならぬとされている（厚年法第58条第1項第4号、第59条第1項、第4項、昭和60年法律第34号附則第63条第1項及び第72条第1項、厚生年金保険法施行令第3条の10、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第88条第1項第4号及び第3項並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「認定基準」という。))。
- 2 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名でその未支給給付の支給を請求することができることとされている（厚年法第37条第1項）。
- 3 本件においては、亡Aが平成〇年〇月〇日に死亡したこと、亡Aがその死亡の当時、老齢年金の受給権者であったこと及び亡Aには婚姻の届出をした妻である利害関係人がいたこと並びに請求人が亡Aの死亡当時、年額850万円以上の収入又は655万5000円以上の所得を将来にわたって有すると認められる者以外の者であることは請求人と保険者との間で争いがなく、本件記録によってもそれらの事実を優に認めることができる。したがって、本件の争点は、請求人が亡Aの死亡当時、亡Aによって生計を維持

した者でないと、あるいは同人と生計を同じくしていた者でないと認められるか否かということになるが、認定基準は、届出による婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係にある場合（以下、このような事実関係を「重婚の内縁関係」という。）の取扱いについては、「婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従つて、届出による婚姻関係がその実体を全く失つたものとなつておることに限り、内縁関係にあるものを事実婚姻関係にある者として認定するものとする。」と定めていることから、本件においては、まず、亡Aの死亡当時、亡Aと戸籍上の届出のある妻である利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失つたものとなつていたといえるか否かということであり、これが認められた場合に初めて、請求人が亡Aによって生計を維持し、あるいは同人と生計を同じくしていた者であつたか否かという点が問題となる。

## 第2 審査資料

(略)

## 第3 事実の認定及び判断

- 1 遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定及び未支給給付等の支給対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、認定基準により取り扱われるところ、認定基準によると、受給権者の配偶者（厚年法第3条第2項により、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含まれる。）に係る生計維持関係の認定については、生計維持関係等の認定日において生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者と生計維持関係があるものと認定するものとされているが、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではないとされている。そして、厚年法第3条第2項所定の婚姻の届出をしていな

いが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、すなわち「事実婚関係にある者」とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、(1)当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、及び、(2)当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存することが必要であるとされている。

そして、上記第1の3においても述べたように、認定基準は、重婚的内縁関係の取扱いについては、「婚姻の成立が届出により法律上の効力を生ずることとされていることからして、届出による婚姻関係を優先すべきことは当然であり、従って、届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているときに限り、内縁関係にあるものを事実婚関係にある者として認定するものとする。」とされている。

そして、①「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとして取り扱うこととされている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届け出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるときさらに、②「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためには、次に掲げる全ての要件に該当することを要するものとされている。

(ア) 当事者が住居を異にすること

(イ) 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在しないこと

(ウ) 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと

本件においては、亡Aは、その死亡の当時、利害関係人と法律上の婚姻関係にあったのであるから、亡Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたときに限り、請求人を亡Aと事実婚関係にある者として認定することができることになる。そこで、まず、亡Aと利害関係人との婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっていたか否かについて検討する。

2 審査資料により認められる事実を必要な限度で摘示すると、以下のとおりである。

(略)

3 以上に基づいて、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係の形骸化について検討する。

上記2の資料から、亡Aと利害関係人は、離婚の合意に至っていたとは認められないから上記1のアに該当するということとはできない。次に上記1のイに該当するか否かについてみると、亡Aは、住民票に記載の平成〇年〇月〇日に、請求人と同じ〇〇区の住所に転入して、〇年間にわたる利害関係人との別居は確認でき、審理期日において、利害関係人代理人によると、住民票の異動前から、亡Aは利害関係人と同居していなかったことがうかがえるところ、亡Aの遺言書には、亡Aが請求人と平成〇年より同居している旨の記載があり、別紙1において、請求人は、25年間亡Aと同居して生計を同一にし、亡Aは平成〇年〇月以後一度も利害関係人の住居へ行ってないと主張する。亡Aは、平成〇年〇月〇日の被保険者資格喪失まで、断続的ではあるものの給与収入があり、平成〇年〇月〇日に60歳に到達して老齢年金の受給権が発生したことから、亡Aには一定の収入があったことは認められ

るが、亡Aは、利害関係人を自らの老齢年金の加給年金額対象者として申し出て、利害関係人を対象とする加給年金額が加算された年金を受け取っていたのであり、亡Aは、利害関係人を配偶者として遇し、経済的に援助することで、夫としての責任を果たす意思に基づいてこれを実行していたと推認することができるのであって、「当事者間に経済的な依存関係が反復して存在しない」とは認められない。

これに対し、請求人は、亡Aの遺言書どおりの裁決を求めるとし、亡Aが後期高齢者になるまで、健康保険は亡Aと請求人の二人分を合わせた請求書が来ていたと主張しており、そのことは医療費のお知らせからも認められ、また、〇〇区の住所に係る固定資産税・都市計画税の納税通知書から、同不動産が亡Aと請求人の共有名義であったことも認められるところである。また、請求人は、別紙3において、亡Aは金銭的余裕がない旨を陳述しているところである。

ところで、定期的に〇〇市内の金融機関の店舗からカードを用いての入金が認められる。この入金と、利害関係人の陳述を照らすと、亡Aはキャッシュカードを用いて、利害関係人が通帳と印鑑を所持する金融機関の亡A名義の口座に振込みを行ったと考えられ、利害関係人が主張する2か月に1回という回数、初めは10万円だったが、8万円になり、最後はずっと5万円だったという金額も一致する。さらに、請求人は亡Aの年金で生活していたとしているところ、当該入金の日は、年金支払日とほぼ一致するため、亡Aは、自身に支払われた年金をもって、利害関係人に仕送りをしていたと考えるのが妥当であり、また、請求人は、亡Aが入院後に、亡Aの依頼で1回だけ利害関係人に振込みを行ったと述べており、当該振込みは、平成〇年〇月〇日付の振込みを示していると考えら

れる。このことから、亡Aは、請求人には告げず、定期的に請求人に対して経済的援助を行い、亡Aが入院してからも、経済的援助の継続を図っていたといえる。亡Aが請求人を事実上の配偶者と認識していたことは遺言書からも認められるものの、利害関係人は亡Aから送金された金員を生活費の不可欠な一部として長期間生活してきたのであり、亡Aは、公的社会保障の分野において、利害関係人を配偶者として位置づけて加給年金の受給を続けていたことから、請求人の主張は採用できない。

また、利害関係人は、平成〇年〇月くらいに亡Aとの連絡が途絶えたと述べているが、亡Aの死亡が同年〇月〇日であり、発病から死亡までの期間が4か月であることから、亡Aは発病のために利害関係人に連絡をすることができなくなったものの、それまでは音信があったことがうかがえる。

これらを総合して見ると、上記1の(イ)及び(ウ)を満たしておらず、上記1のイにも該当しないものとみるのが相当であるから、亡Aと利害関係人の婚姻関係は、その実体を全く失ったもの、すなわち形骸化していたとまではいえない。

- (2) そうすると、戸籍上の届出のある妻である利害関係人と亡Aとの婚姻関係が実体を全く失って形骸化し、かつ、その状態が固定化しているとはいえない以上、その余の問題点について判断するまでもなく、亡Aと重婚の内縁関係にある請求人は、遺族厚生年金及び未支給給付を受給することができる亡Aの配偶者に当たるものということとはできない。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件各再審査請求は理由がないから、いずれもこれを棄却することとし、主文のとおり裁決する。